

令和4年度 都市税財源の充実確保について

1 地方法人課税のあり方

地方税を国税化し地方へ再配分することは、受益と負担という地方税の原則に反するだけでなく、地方分権の進展に逆行し、地方自治の本旨に反するものである。国は、限られた地方税財源の中で財源調整を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実強化を図るとともに、自治体間に不要な対立を生む措置を是正すること。

2 ふるさと納税の抜本的な見直し

ふるさと納税により、多くの自治体において、応益負担の原則によるべき住民税が大幅な減収となっており、全ての住民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する住民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じること等、制度の歪みが顕在化している。

不透明な景気情勢の中、ふるさと納税による減収は、これまで以上に、自治体の財政運営に深刻な影響を及ぼしており、制度を巡る様々な問題に対処するよう、抜本的な見直しを行うこと。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税（土地、家屋、償却資産）は市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置は臨時・異例の措置であり、令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

4 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住民生活や経済活動に甚大な影響が生じるなど、地方税財政を取り巻く環境は、厳しい状況となっていることから、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保すること。

5 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財源の確保

新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かく行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした十分な地方財源を確保すること。

6 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市区町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源である。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な代替財源はあり得ず、市区町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

要請先の議員名

令和3年11月29日

東京都市区長会
会長 石 阪 丈 一